

医政地発0528第1号  
令和8年5月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン  
～第8次（後期）～」について

令和9年度から開始される第8次後期医療計画について、各都道府県において、令和8年度にその策定が行われることから、令和7年7月より「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」において、議論を進め、令和8年3月に意見の取りまとめが行われました。今般、当該意見の取りまとめ等を踏まえ、別添のとおり「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次（後期）～」を定めましたので通知します。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いします。

なお、「医師確保計画策定ガイドライン～第8次（後期）～」については、作成され次第、追って周知する予定です。